

# 消防計画に定めておくべき事項

(※消防法施行規則第3条参照)

- 1 新築・既存の防火対象物及び新築工事中の防火対象物（仮使用認定を受けたもの）
  - (1) 自衛消防組織に関する事
  - (2) 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事
  - (3) 消防用設備等の点検及び整備に関する事
  - (4) 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
  - (5) 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関する事
  - (6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事
  - (7) 防火管理上必要な教育に関する事
  - (8) 消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練の定期的な実施に関する事
  - (9) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
  - (10) 防火管理についての消防機関との連絡に関する事
  - (11) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中における防火管理者又はその補助者の立会い、その他火気の使用又は取扱いの監督に関する事
  - (12) 前号までの他、防火管理に関し必要な事項
  
- 2 新築工事中の防火対象物（仮使用認定を受けたものを除く）及び建造中の旅客船
  - (1) 消火器等の点検及び整備に関する事
  - (2) 避難経路の維持管理及びその案内に関する事
  - (3) 火気の使用又は取扱いの監督に関する事
  - (4) 工事中に使用する危険物等の管理に関する事
  - (5) 上記1(1)及び(7)～(10)に掲げる事項
  - (6) 前号までの他、防火管理に関し必要な事項
  
- 3 防火対象物の全体についての防火管理
  - (1) 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関する事
  - (2) 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練の定期的な実施に関する事
  - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
  - (4) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
  - (5) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関する事
  - (6) 前号までの他、全体についての防火管理に関し必要な事項

#### 4 防災管理に係る事項

- (1) 自衛消防組織に関する事
- (2) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
- (3) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事
- (4) 防災管理上必要な教育に関する事
- (5) 避難の訓練その他必要な訓練の定期的な実施に関する事
- (6) 防災管理についての関係機関との連絡に関する事
- (7) 避難訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び検証による消防計画の見直し
- (8) 前号までの他、防災管理に関し必要な事項
- (9) 地震発生時における建物や在館者等への被害の想定及びその想定される被害に対する対策に関する事
- (10) 建物等についての地震による被害軽減のための自主検査に関する事
- (11) 地震による被害軽減のため必要な設備及び資機材の点検、整備に関する事
- (12) 地震発生時における家具、じゅう器その他建物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事
- (13) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害軽減のための応急措置に関する事
- (14) 前号までの他、地震発生時における被害の軽減に関し必要な事項
- (15) 毒物等による災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事
- (16) 前号までの他、毒物等による災害発生時における被害の軽減に関し必要な事項

#### 5 建築物等全体についての防災管理

上記3を準用する。

#### 6 防火管理、防災管理業務を外部委託する場合

上記1～5に関し、防火管理又は防災管理業務の一部を外部委託する場合は、受託者の氏名及び住所並びに当該受託者が行う防火（防災）管理業務の範囲及び方法に関する事項を追記すること。